

ベネルクス
知的財産条約

2014年12月16日改正

2018年6月1日施行

目次

第 I 編 一般的規定及び制度に関する規定

- 第 1.1 条 略称
- 第 1.2 条 機関
- 第 1.3 条 目的
- 第 1.4 条 法人格
- 第 1.5 条 本部
- 第 1.6 条 特権及び免責
- 第 1.7 条 閣僚委員会の権限
- 第 1.8 条 執行委員会の構成及び機能
- 第 1.9 条 執行委員会の権限
- 第 1.10 条 長官
- 第 1.11 条 長官の権限
- 第 1.12 条 機関の財政
- 第 1.13 条 国内当局の関与
- 第 1.14 条 裁判所決定の受理
- 第 1.15 条 ベネルクス司法裁判所
- 第 1.15 条の 2 上訴
- 第 1.16 条 適用範囲

第 II 編 商標

第 1 章 個別商標

- 第 2.1 条 ベネルクス商標を構成することができる標章
- 第 2.2 条 権利の取得
- 第 2.3 条 出願の優先順位
- 第 2.4 条 制限

第 2 章 出願，登録及び更新

- 第 2.5 条 出願
- 第 2.6 条 優先権の主張
- 第 2.7 条 調査
- 第 2.8 条 登録
- 第 2.9 条 登録の存続期間及び更新
- 第 2.10 条 国際出願

第3章 絶対的理由に基づく審査
第2.11条 絶対的理由に基づく拒絶
第2.12条 [廃止]
第2.13条 絶対的理由に基づく，国際出願の拒絶

第4章 異議申立
第2.14条 手続の開始
第2.15条 [廃止]
第2.16条 異議申立手続の進行
第2.17条 [廃止]
第2.18条 国際出願に対する異議申立

第5章 所有者の権利
第2.19条 登録義務
第2.20条 保護の範囲
第2.21条 損害賠償及びその他の訴え
第2.22条 追加的請求
第2.23条 排他権に関する制限
第2.24条 黙認及び使用についての異議申立

第6章 放棄，終了及び無効
第2.25条 放棄
第2.26条 権利の消滅
第2.27条 裁判所での取消
第2.28条 裁判所での無効
第2.29条 黙認及び無効
第2.30条 無効，取消及び放棄

第6章の2 庁に提起される無効又は取消訴訟
第2.30条の2 申立
第2.30条の3 手続
第2.30条の4 国際出願の無効又は取消の申立

第7章 移転，ライセンス及びその他の権利
第2.31条 移転
第2.32条 ライセンス
第2.33条 第三者を相手とする訴訟

第8章 団体標章
第2.34条 団体標章

- 第 2.35 条 類推適用
- 第 2.36 条 出願
- 第 2.37 条 使用及び管理に関する規約
- 第 2.38 条 適用除外
- 第 2.39 条 登録の拒絶
- 第 2.40 条 使用及び管理に関する規約の改正
- 第 2.41 条 商標に関する権利を主張する権限を有する者
- 第 2.42 条 利害関係者による取消
- 第 2.43 条 公訴官によって提起される無効訴訟
- 第 2.44 条 使用禁止

第 9 章 共同体商標に関する規定

- 第 2.45 条 優先性
- 第 2.46 条 先順位
- 第 2.47 条 先行する権利の無効又は取消を求める訴訟

第 III 編 意匠

第 1 章 意匠

- 第 3.1 条 意匠
- 第 3.2 条 除外事項
- 第 3.3 条 新規性及び独自性
- 第 3.4 条 複合製品の部品
- 第 3.5 条 権利の取得
- 第 3.6 条 制限
- 第 3.7 条 出願についての権利主張
- 第 3.8 条 使用者及び委託者の権利

第 2 章 出願, 登録及び更新

- 第 3.9 条 出願
- 第 3.10 条 優先権の主張
- 第 3.11 条 登録
- 第 3.12 条 要求に基づく公告延期
- 第 3.13 条 公の秩序及び良俗に対する違反
- 第 3.14 条 登録の存続期間及び更新
- 第 3.15 条 国際出願

第 3 章 所有者の権利

- 第 3.16 条 保護の範囲
- 第 3.17 条 損害賠償及びその他の訴訟
- 第 3.18 条 追加的請求

第 3.19 条 排他権に関する制限

第 3.20 条 先使用权

第 4 章 放棄, 消滅及び無効

第 3.21 条 放棄

第 3.22 条 権利の消滅

第 3.23 条 無効訴訟

第 3.24 条 無効, 放棄の宣言及び自発的取消の範囲

第 5 章 移転, ライセンス及びその他の権利

第 3.25 条 移転

第 3.26 条 ライセンス

第 3.27 条 第三者に対する訴訟

第 6 章 著作権との結合

第 3.28 条 結合

第 3.29 条 使用者及び委託者の著作権

第 IV 編 他の規定

第 1 章 [廃止]

第 4.1 条 - 第 4.3 条 [廃止]

第 2 章 庁のその他の職務

第 4.4 条 職務

第 4.4 条の 2 i-DEPOT

第 3 章 管轄権

第 4.5 条 紛争の解決

第 4.6 条 領域的管轄権

第 4 章 その他の規定

第 4.7 条 直接的効果

第 4.8 条 適用される他の権利

第 4.9 条 手数料及び期限

第 V 編 経過規定

第 5.1 条 ベネルクス庁の承継人としての機関

第 5.2 条 商標及び意匠に関するベネルクス条約の廃止

第 5.3 条 現存する権利の維持

第 5.4 条 クラス毎の異議申立関連手続の開始

第 5.5 条 最初の施行規則

第 VI 編 最終規定

第 6.1 条 批准

第 6.2 条 施行

第 6.3 条 本条約の存続期間

第 6.4 条 特権及び免責に関する議定書

第 6.5 条 施行規則

第 I 編 一般的規定及び制度に関する規定

第 1.1 条 略称

本条約の適用においては、次に示す意味が使用される。

- － パリ条約：工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約
- － マドリッド協定：標章の国際登録に関する 1891 年 4 月 14 日のマドリッド協定
- － マドリッド議定書：標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日に採択された議定書
- － ニース協定：標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年 6 月 15 日のニース協定
- － ハーグ協定：意匠の国際登録に関する 1925 年 11 月 6 日のハーグ協定
- － 共同体商標規則：共同体商標に関する 2009 年 2 月 26 日の理事会規則(EC)No. 207/2009
- － 共同体意匠規則：共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則(EC)No. 6/2002
- － TRIPS 協定：知的所有権の貿易関連の側面に関する 1994 年 4 月 15 日の協定；世界貿易機関設立協定の付属書 1C
- － 国際事務局：1967 年 7 月 4 日の世界知的所有権機関設立条約によって設立された、知的所有権に関する国際事務局

第 1.2 条 機関

- (1) 知的所有権(商標及び意匠)に関するベネルクス機関(以下「機関」という)を設立する。
- (2) 機関の執行部は次の通りとする。
 - (a) ベネルクス経済同盟設立条約にいう閣僚委員会(以下「閣僚委員会」という)
 - (b) ベネルクス知的所有権庁(商標及び意匠)の執行委員会(以下「執行委員会」という)
 - (c) ベネルクス知的所有権庁(商標及び意匠)(以下「庁」という)

第 1.3 条 目的

機関は、次の事項に対して責任を負う。

- (a) 本条約及びその施行規則を実施すること
- (b) ベネルクス諸国において商標及び意匠の保護を推進すること
- (c) 執行委員会によって決定される、知的財産法の他の分野における追加の職務を履行すること
- (d) 国際的進展、共同体その他の進展を考慮して、商標及び意匠に関するベネルクス法を、継続的に評価し、また、必要な場合は、修正すること

第 1.4 条 法人格

- (1) 機関は、それに委嘱される職務を履行するために、国際的法人格を有するものとする。
- (2) 機関は、国内における法人格を有するものとし、また、その結果、ベネルクス 3 国領域において、その職務の成就及び目的の遂行に必要な範囲で、国内事業体に対して承認される法的権限、特に、契約の締結、動産及び不動産の取得及び処分、民間の及び公的な資金の受領及び処分並びに訴訟の当事者となる能力を有する。
- (3) 庁の長官(以下「長官」という)は、裁判に関する及び裁判から生じる事項に関し、機関

を代表する。

第 1.5 条 本部

- (1) 機関は、その本部をハーグに置く。
- (2) 庁は、ハーグに設置する。
- (3) 庁の支所を他の場所に設置することができる。

第 1.6 条 特権及び免責

- (1) 機関の職務の履行及びその目的の達成に必要な特権及び免責は、重要契約当事国間で締結される議定書によって規定する。
- (2) 機関は 1 又は 2 以上の重要契約当事国を相手とし、(1)に従って採択される議定書の規定を当該の 1 又は 2 以上の国に関して実施する目的で、当該の 1 又は 2 以上の国の領域における機関の業務を設立するための補充的協定並びに機関の適切な機能行使及びその権益の保護を確保するための他の協定を締結することができる。

第 1.7 条 閣僚委員会の権限

- (1) 閣僚委員会は、本条約が商標及び意匠に関する国際条約又は欧州共同体規則を遵守するようにするために必要な、本条約の改正をする権限を有する。改正は個々の重要契約当事国の官報に公表する。
- (2) 閣僚委員会は、(1)に記載されている改正以外の、本条約の改正を命ずる権限を有する。これらの改正は、同意又は承認を得るために、重要契約当事国に提出されなければならない。
- (3) 閣僚委員会は執行委員会と協議し、長官に対し、機関を代表して交渉をするための指示、国家及び政府間機関を相手として協定を締結するための授權を提供する権限を有する。

第 1.8 条 執行委員会の構成及び機能

- (1) 執行委員会は、国毎に 1 の正式委員及び 2 の代理委員を基準として、重要契約当事国によって指名される委員によって構成される。
- (2) 執行委員会は、全員一致の投票によって決定を行う。
- (3) 執行委員会は、それ自体の手続規則を採択する。

第 1.9 条 執行委員会の権限

- (1) 執行委員会は閣僚委員会に対し、本条約が国際条約又は欧州共同体規則を遵守するようにするために必須である、本条約の改正に関し及び同委員会が望ましいと考える、本条約についての他の改正に関し、提案をする権限を有する。
- (2) 執行委員会は、施行規則を作成する。
- (3) 執行委員会は、庁に関する手続規程及び財務規則を作成する。
- (4) 執行委員会は、知的財産法のそれ以外の分野に関し、第 1.3 条(c)にいう追加の職務を指定する。
- (5) 執行委員会は、庁の支部の設置について決定する。
- (6) 執行委員会は、長官及び長官との協議の後、長官代理を指名し、また、当該官吏に関する懲戒権限を行使する。

(7) 執行委員会は、年次収支予算並びにそれについての変更又は追加がある場合は、それを採択し、また、財務規則によって、予算及びその実施を監督する方法を明示する。執行委員会は、長官によって作成された年次計算書類を承認する。

第 1.10 条 長官

- (1) 庁の運営は長官の責任とし、長官は、庁の活動に関し、執行委員会に対して返答する。
- (2) 長官は、執行委員会との協議の後、長官に対して委託された権限の一部の行使を長官代理に委任する権限を有する。
- (3) 長官及び長官代理は、加盟国の国民でなければならない。ベネルクス 3 国は、庁の運営に関して代表者を有する。

第 1.11 条 長官の権限

- (1) 長官は、施行規則を改正するために、執行委員会に提案を行う。
- (2) 長官は、庁の職務が適切に履行されるようにするために、運営に関する措置を含む全ての措置をとる。
- (3) 長官は、庁に関する手続規程及び財務規則を実施し、また、その規則を改正するために執行委員会に提案を行う。
- (4) 長官は代理人を指名し、また、代理人に対して、階層的権限及び懲戒権を行使する。
- (5) 長官は予算を作成し、かつ実行し、また、年次計算書類を作成する。
- (6) 長官は、長官が庁の機能上適切であると考え他の全ての措置をとる。

第 1.12 条 機関の財政

- (1) 機関の運営経費は、その収入によって負担する。
- (2) 執行委員会は、特別経費を負担するために、重要契約当事国に分担を請求することができる。分担金の半分はオランダ王国が及び半分は、ベルギー・ルクセンブルグ経済同盟が負担する。

第 1.13 条 国内当局の関与

- (1) 国内当局を通じて履行される業務に関して徴収される手数料の一定の比率は、当該業務の費用を負担するために、前記当局に配分される。この比率は、実施規則によって決定される。
- (2) それらの業務に関する国内手数料を、国内規則によって課すことはできない。

第 1.14 条 裁判所決定の受理

本条約によって、条約当事国 3 国の 1 において下された裁判所決定は、他の 2 国においても認知されるものとし、また、裁判所によって命令された取消は、最も関係の深い当事国からの請求に基づいて庁によって実行される、ただし、次の事項を条件とする。

- (a) その決定から生じる命令が、下された決定の当事国の法制に従ってそれを執行するために必要な条件を満たしていること
- (b) その決定は最早、異議申立若しくは上訴又は高等控訴裁判所への付託の対象ではないこと

第 1.15 条 ベネルクス司法裁判所

ベネルクス司法裁判所の設立及び地位に関する条約第 1 条において言及されているベネルクス司法裁判所は、本条約及びその施行規則の解釈に関する疑義を審理する権限を有する、ただし、第 1.6 条(1)にいう議定書の特権及び免責の解釈に関する疑義は、その例外とする。

第 1.15 条の 2 上訴

(1) 本条約第 II, III 及び IV 編に従っての庁の公務執行における最終決定を導いた手続当事者は、当該決定の無効又は再審理を求めてベネルクス司法裁判所に当該決定に対する上訴をすることができる。上訴をする時間枠は、最終決定の通知後 2 月である。

(2) 機関は、庁の決定に関するベネルクス司法裁判所での手続においてその目的で指名した職員を代理人とすることができる。

第 1.16 条 適用範囲

本条約の適用は、欧州に所在するベルギー王国、ルクセンブルグ大公国及びオランダ王国の領域(以下「ベネルクス領域」という)に限定される。

第 II 編 商標

第 1 章 個別商標

第 2.1 条 ベネルクス商標を構成することができる標章

(1) 名称、デザイン、スタンプ、シール、文字、図、製品又は包装の形状及びその他の全ての標章であって、視覚的に表示することができ、かつ、1 の企業の商品又はサービスを識別するために使用することができるものは、個別商標とみなされる。

(2) しかしながら、形状であって、製品の性質それ自体によって課せられる、その製品に実質的価値を与える又は技術的成果を獲得するために必要であるもののみによって構成される標章は、商標とみなすことができない。

(3) 一般法の規定を害することなく、父称は商標として使用することができる。

第 2.2 条 権利の取得

パリ条約に規定されている優先権又は TRIPS 協定から生じる優先権を害することなく、商標に関する排他的権利は、ベネルクス領域内での出願(ベネルクス出願)によるその商標の登録又は国際事務局への登録(国際出願)から生じるその商標の登録によって取得される。

第 2.3 条 出願の優先順位

出願の優先順位を決定するときは、次の事項に関する権利であって、その出願時に存在しており、また、その訴訟のときに維持されているものが考慮されなければならない。

(a) 同一の商品又はサービスについて出願された同一の商標

(b) 同一又は類似の商品について出願された同一又は類似の商標。ただし、公衆の一部に、先の商標との関連性を含む、混同の虞が存在することを条件とする。

(c) 類似していない商品又はサービスに関して出願されている類似の商標であって、ベネルクス領域において名声を享受しているもの。ただし、正当な理由のない、後の標章の使用が、先の標章の識別性又は名声を不正に利用するか又はそれを害することを条件とする。

第 2.4 条 制限

商標に関する権利は、次のものによっては取得されない。

(a) 商標の登録であって、その商標が、それについてされている使用にかかわらず、ベネルクス諸国の 1 における公序又は良俗に反しているもの又はその商標に関し、パリ条約第 6 条の 3 により拒絶又は無効が規定されているもの

(b) 商標の登録であって、その商標が、例えば、商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆を誤認させる虞のあるもの

(c) 商標の登録であって、その商標が類似の商品又はサービスに関して登録され、出願前 3 年の間に消滅した権利を享受していた団体商標に類似しているもの

(d) 商標の登録であって、その商標が類似の商品又はサービスに関して第三者によって登録され、出願前 2 年以内に登録満了の結果により消滅した権利を享受していた個別商標に類似しているもの。ただし、第三者が同意したとき又は第 2.26 条(2)(a)に定める、商標使用の不履行があったときは、この限りでない。

(e) 商標の登録であって、その商標がパリ条約第6条の2の意味における周知商標であり、不承諾の第三者が所有しているものと混同を生じる虞のあるもの

(f) 商標の登録であって、その商標が不正に出願されたもの。これには特に、次のものが含まれる。

1) 出願であって、不承諾の第三者によりベネルクス領域において過去3年の間にされた、類似の商品又はサービスに関する類似商標の誠実な正規の使用を知らず又はそれについての免責できない無知によってされるもの

2) 出願であって、第三者によりベネルクス領域外において過去3年の間にされた、類似の商品又はサービスに関する類似商標の誠実な正規の使用について、直接の関係から生じる知識を有しながらされた出願。ただし、その第三者が同意している場合又は当該知識が、出願人がベネルクス領域においてしたであろうその商標の使用開始より後になって初めて取得されていた場合は、この限りでない。

(g) ぶどう酒についての商標の登録であって、その商標がぶどう酒を特定する地理的表示を含んでいるか又は当該表示をその一部としており又は蒸留酒についての商標の登録であって、その商標が蒸留酒を特定する地理的表示を含んでいるか又は当該表示をその一部としており、それらが、そこを原産地としていないぶどう酒又は蒸留酒に係わっているもの。ただし、その登録を生じさせた出願が、2000年1月1日より前又は原産国若しくは共同体に関する当該地理的表示についての保護の開始より前に善意でされていたときは、この限りでない。

第2章 出願、登録及び更新

第2.5条 出願

- (1) ベネルクス商標出願は、施行規則に定める方法により、かつ所定の手数料を納付して、国内当局又は庁に対して行う。提出された書類が出願日を決定するために定めた条件を満たしていることを確かめるために点検が行われ、出願日が決定される。出願人は遅滞なくかつ書面をもって、出願日又は該当する場合は拒絶理由について通知される。
- (2) 出願をしたときに、施行規則の他の規定が満たされていない場合は、出願人は、遅滞なくかつ書面をもって、成就されていない条件について通知され、また、応答するための機会が与えられる。
- (3) 出願は、施行規則の規定が許可された期間内に満たされない場合は、その後の効果を有さない。
- (4) 出願が国内当局に対して行われた場合は、国内当局はベネルクス出願を、その出願を受領するか又はその出願が所定の条件を満たしていることを確認するかの何れかをした後、遅滞なく庁に発送しなければならない。
- (5) 出願日を指定するための条件が満たされており、かつ、その商品又はサービスがニース協定に従って分類されている場合は、庁は施行規則の規定に従って、その出願を公告する。

第2.6条 優先権の主張

- (1) パリ条約又は TRIPS 協定から生じる優先権は、出願をするときに主張する。
- (2) パリ条約第4条にいう優先権は、サービス・マークに対しても適用される。
- (3) 優先権は、施行規則に規定されている方法により、かつ出願の翌月に所定の手数料を納付し、庁に対して特別の申立書を提出する方法によっても主張することができる。
- (4) 当該主張がされない場合は、優先権は消滅する。

第2.7条 調査

- (1) 庁は、先登録調査を行う。
- (2) 庁長官は、その方式を定める。

第2.8条 登録

- (1) 第2.11条、第2.14条及び第2.16条の規定を害することなく、出願された商標は、施行規則の規定が満たされている場合は、出願人によって言及されている商品又はサービスに関して登録される。登録証が、その商標所有者に対して提示される。
- (2) 第2.5条に指定されている条件のすべてが満たされている場合は、出願人は施行規則の規定に従って、庁が出願についての登録手続を遅滞なく進めることを請求することができる。第2.11条、第2.14条及び第2.16条が、そのようにして登録される商標に対して適用されるものとし、それに関連し、庁は登録の取消を決定する権限を有する旨が了解される。

第2.9条 登録の存続期間及び更新

- (1) ベネルクス領域において出願(ベネルクス出願)された商標の登録は、出願日から10年の期間存続する。

- (2) 商標を構成する標章は、登録期間中又は更新時の何れにおいても改変することができない。
- (3) 登録は、10年単位で更新される。
- (4) 更新は、更新手数料の納付により発効する。更新手数料は、登録期間満了前6月間に納付しなければならない。登録期間満了後6月の期間においても、更新手数料の納付をすることができるが、追加手数料を同時に納付することを条件とする。更新は、その登録期間満了日から効力を有する。
- (5) 登録満了より6月前に、庁は、商標所有者に送付する通知書により、満了日について注意する。
- (6) 通知書は、庁に知られている、商標所有者の最終の住所に送付される。当該通知の送付又は受領がされなかったことは、(3)及び(4)から生じる義務の免除を構成しない。その事實は、裁判手続において又は庁に対して訴えることができない。
- (7) 庁は、更新を登録する。

第2.10条 国際出願

- (1) 商標の国際出願は、マドリッド協定及びマドリッド議定書の規定に従って行う。マドリッド協定及びマドリッド議定書の第8条(1)によって規定されている手数料及びマドリッド議定書第8条(7)(a)によって規定されている手数料は、施行規則によって指定される。
- (2) 第2.13条及び第2.18条を害することなく、庁は、ベネルクス領域への保護の適用を申請している国際出願を登録する。
- (3) 出願人は施行規則の規定に従って、庁が登録手続を遅滞なく進めることを請求することができる。第2.14条及び第2.16条が、そのようにして登録される商標に対して適用されるものとし、それに関連し、庁は登録の取消を決定する権限を有する旨が了解される。

第3章 絶対的理由に基づく審査

第2.11条 絶対的理由に基づく拒絶

- (1) 庁が次の判断をしたときは、庁はその商標の登録を拒絶する。
 - (a) それに係る標章が、第2.1条(1)及び(2)に定義されている商標を構成することができない。
 - (b) 商標が識別性を欠いている。
 - (c) 商標が、標章又は表示であって、製品又はサービスに関する種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は製造若しくは提供の時期又はそれに関する他の特徴を表示するために業として使用できるもののみによって構成されている。
 - (d) 商標が、標章又は表示であって、日常の言語又は誠実かつ確立した取引慣行において慣習的となっているもののみによって構成されている。
 - (e) その商標は、第2.4条(a)、(b)又は(g)において言及されている商標である。
- (2) 登録の拒絶は、商標の全体を構成している標章に関するものでなければならない。拒絶は、その商標の使用が予定されている商品又はサービスの1又は2以上に限定することができる。
- (3) 庁は出願人に対して書面をもって遅滞なく、一部又は全部を拒絶する意図を通知し、その理由を述べ、また、出願人に対し、施行規則に規定されている期間内に応答する機会を与える。
- (4) 登録に対する庁の異議が所定の期間内に解除されない場合は、その商標の登録は、一部又は全部において拒絶される。庁は出願人に対し、書面をもって遅滞なく通知するものとし、その際、拒絶理由を指摘し、また、第1.15条の2にいう、その決定に対する救済について通知する。
- (5) 拒絶は、その決定が最早、上訴の対象とはならなくなった後に限り確定する。

第2.12条 [廃止]

第2.13条 絶対的理由に基づく、国際出願の拒絶

- (1) 第2.11条(1)及び(2)は、国際出願に適用する。
- (2) 庁は国際事務局に対し、商標に関する保護の全部又は一部の仮拒絶の通知という方法により、書面をもって遅滞なく、拒絶理由を表示して、登録を拒絶する意図を通知するものとし、また、出願人に対し、施行規則に示されている規定に従って応答をする機会を与える。第2.11条(4)を適用する。
- (3) [廃止]
- (4) [廃止]

第4章 異議申立

第2.14条 手続の開始

(1) 先の商標の出願人又は所有者は庁に対し、次の商標に関し、出願が公告された日から2月以内に異議申立書を提出することができる。

- (a) 第2.3条に従い、その優先順位が自己の順位より下位にあるもの、又は
- (b) パリ条約第6条の2の意味における周知商標との混同を生じさせる虞があるもの

(2) ライセンシーは、所有者から許可を得た場合は、同一の権利を有する。

(3) 異議申立は、1又は2以上の先の商標を基礎とすることができる。

(4) 異議申立は、所定の手数料が納付されるまでは、登録されているとはみなされない。

第2.15条 [廃止]

第2.16条 異議申立手続の進行

(1) 庁は、異議申立を施行規則に規定されている合理的時間枠内で取り扱い、また、当事者双方が聴聞されるべき旨の規程を尊重する。

(2) 異議申立手続は、次の場合は、停止される。

(a) 先の商標が次の場合

(i) まだ登録されていない。

(ii) 第2.8条(2)に従って遅滞なく登録され、絶対的理由に基づく拒絶又は異議申立の手続の主題である。

(iii) 無効又は取消訴訟の主題である。

(b) 異議を唱えられた商標が次の場合

(i) 絶対的理由に基づく拒絶手続の主題である。

(ii) 第2.8条(2)に従って遅滞なく登録され、無効又は取消訴訟の主題である。

(c) 当事者の共同請求により。

(d) 他の事情が当該停止を正当化する場合。

(3) 異議申立手続は、次の場合は、終結される。

(a) 異議申立をした当事者が、手続をする能力を喪失しているか又は所定の期間内に、商標に関する権利が、本条約又は共同体商標規則に基づいて、正当な理由なく商標の真正な使用がないために無効とすることを証明する書類を提出しない場合

(b) 被申立人が、提起された異議申立に対して反論しない場合。この場合は、被申立人は、出願に関する権利を放棄したものとみなされる。

(c) 異議申立が取り下げられたという理由又は異議申立の主題を構成する出願が効力を有さないことになったという理由の何れかにより、その異議申立が最早適用されない場合

(d) 先の商標が最早有効でない場合。当該事情においては、手数料の一部が返還される。

(4) 異議申立に関する審査が完了した後、庁はできる限り早く決定に到達しなければならない。異議申立が正当である旨の決定がされた場合は、庁はその商標の一部又は全部について登録を拒絶する。そうでない場合は、異議申立は却下される。庁は書面であつて遅滞なく当事者に通知し第1.15条の2に含まれる当該決定に対する上訴の権利を記載する。庁の決定は、その決定が最早上訴できなくなった後に限り確定する。庁は庁の決定に対する上訴の当事者

とならない。

(5) 費用はその主張を認められなかった者が負担する。それは、施行規則の規定に従って決定される。異議申立が一部において成功した場合は、費用の支払を要しない。費用に関する庁の決定は、命令を構成する。強制執行は、それが生じたベネルクス領域内の国において有効な規則に準拠する。

第 2.17 条 [廃止]

第 2.18 条 国際出願に対する異議申立

(1) ベネルクス領域における保護が請求されている国際出願に対し、国際事務局による公告の日から 2 月の期間内に、庁に異議申立をすることができる。第 2.14 条及び第 2.16 条を適用する。

(2) 庁は国際事務局に対し、提起された異議申立について遅滞なくかつ書面により、通知するものとし、その際、第 2.14 条から第 2.16 条までの規定及び施行規則の関連規定について言及する。

(3) [廃止]

第5章 所有者の権利

第2.19条 登録義務

(1) パリ条約第6条の2の意味における周知商標の所有者は例外とし、また、提起される訴訟の性質に拘らず、何人も裁判において、ある標章を第2.1条(1)及び(2)に定義されている商標とみなすよう主張することはできない、ただし、その主張者が出願された商標についての登録の証拠を提供することができるときは、この限りでない。

(2) 適切なきは、裁判官は職権により、証拠能力の不適合性を除去することができる。

(3) 本編の規定は如何なる意味においても、第2.1条(1)及び(2)の意味における商標とみなされない標章の使用者が、前記規定がその標章の不法使用に対して異議申立をすることを許容する場合に、普通法に訴える権利を損なわない。

第2.20条 保護の範囲

(1) 登録商標はその所有者に排他権を与える。民事責任に関する問題についての普通法の適用可能性を害することなく、商標についての排他権はその所有者に対し、第三者が同人の承諾を得ることなく、次の行為をすることを防止する許可を与える。

(a) 業として、登録商標と同一である標章を、商標の登録対象である商品又はサービスと同一のものについて使用すること

(b) 業として、標章であって、登録商標と同一又は類似しているという理由及び商標及び標章が対象としている商品又はサービスが同一又は類似しているという理由から、公衆の心に、その標章と商標の間での連想の虞を含め、混同の虞が存在しているものを使用すること

(c) 業として、商標と同一又は類似の標章を、その商標の登録対象である商品又はサービスに類似していないものに関して使用すること。ただし、その商標がベネルクス領域において名声を享受していること及び正当な理由のない、その標章の使用が商標の識別性又は名声から不当な利益を得るか又はそれらを害することをその条件とする。

(d) 標章を、商品又はサービスを識別する目的以外の目的で使用すること。ただし、正当な理由のない、その標章の使用が商標の識別性又は名声から不当な利益を得るか又はそれらを害することをその条件とする。

(2) (1)の適用上、商標又は類似の標章の使用は特に、次の行為を意味する。

(a) 製品又はその包装に標章を貼付すること

(b) 標章の下で商品を提供、販売若しくはそれらの目的で保有すること又はサービスを提案若しくは提供すること

(c) 標章を付した商品を輸入又は輸出すること

(d) 営業用紙又は宣伝に標章を使用すること

(3) ニース協定に従って商標登録のために採択された分類は、商品又はサービスの類似性を評価する上での基準を構成しない。

(4) ベネルクス領域の国家又は地方言語の1によって起草された商標に関する排他権は、法律上当然に、それらの言語の他のものに翻訳されたものに及ぶ。上記領域に拘わらない1又は2以上の言語の場合、翻訳から生じる類似性の評価は、裁判事項とする。

第 2.21 条 損害賠償及びその他の訴え

(1) 第 2.20 条(1)に記載されているものと同一の条件に従うことを条件として、商標に関する排他的権利は、その所有者がこの規定の意味での使用の結果生じる損害に対して賠償請求をすることを許容する。

(2) 損害賠償額を定める裁判所は、次のとおりとする。

(a) 被害者が被った逸失利益、侵害人が得た不当な利益を含む否定的な経済的影響など及び該当する場合は侵害の結果商標所有者が被る信用損失などの経済的要因以外の要素のすべての該当する局面を考慮する、又は

(b) (a)の代わりに、裁判所は該当する場合、少なくとも侵害人が商標の使用許可を求めてきたならば得られた筈のロイヤルティ額又は手数料などの要素に基づいて損害賠償額を一括金として定めることができる。

(3) 更に、裁判所は、商標所有者の請求があったときは賠償の方法として、商標権を侵害する商品の所有権並びに該当する場合は当該商品の製造において主として使用される材料及び道具を商標所有者に引渡すことを命ずることができる。裁判所は、裁判所が定める金額の権利主張者による納付がある場合に限りこの引渡を命ずることができる。

(4) 賠償を求める訴えに加えて又はその代わりに、商標所有者は、その使用の結果生じた利益の引渡を求める及びこれに関連する計算書の引渡を求める法的手続を開始することができる。裁判所が、その使用は不正によるものではない又はその事件に係る状況がその命令を正当化しないと考えるときは、裁判所は、その申請を拒絶する。

(5) 商標所有者は、第 2.32 条(4)及び(5)においてライセンシーに付与されている権利を害することなく、ライセンシーの名義で、賠償又は利益の引渡を求めるための法的手続を開始することができる。

(6) 商標所有者は、出願の公告日から商標の登録日までの間において、第 2.20 条にいう行為を実行した者に対して合理的賠償を請求することができる、ただし、商標所有者がそれに関して排他的権利を取得していることをその条件とする。

第 2.22 条 追加的請求

(1) 侵害の理由により商標所有者が支払を受けるべき損害賠償金を害することなく、また何らかの賠償を要せず、裁判所は、商標所有者の請求があったときは、商標権を侵害する商品並びに当該商品の製造に主に使用される材料及び道具の流通経路からの回収、流通経路からの終局的撤去又は廃棄を命ずることができる。当該措置は、そうしない特別の理由がない限り侵害人の費用でなされなければならない。本項にいう請求の検討において、侵害の重大性と命じられる救済策の釣り合い並びに第三者の利害が考慮されなければならない。

(2) 権利を保全する並びに判決及び公式に記録された決定を執行するための措置に関する国内法の規定が適用される。

(3) 国内法により規定されない範囲において、商標所有者の請求があったときは、次のとおりとするために、裁判所は本条規定に基づいて侵害人といわれる者に対して又は商標権を侵害する第三者によりその役務が使用された仲介人に対して仮差止命令を発出することができる。

(a) 商標権の急迫の侵害を防ぐ、

(b) 暫定的にかつ該当する場合は罰金の定期的支払に従わせることを条件として、商標権

の申し立てられた侵害の継続を禁じる、又は

(c) 申し立てられた侵害の継続には、商標所有者への賠償確保を意図する保証書を提出することを条件とさせる。

(4) 商標権侵害訴訟において、商標所有者からの請求があったときは、裁判所は当該所有者の権利を侵害した者に対し、商標権を侵害した商品及びサービスの出所及び流通経路に関する利用可能な全ての情報を商標所有者に提供すること及びそれに関する全てのデータを同人に提供するよう命ずることができる。ただし、この措置が公正で公平である場合に限る。

(5) (4)にいう命令は、営業規模で侵害商品を所有している者、営業規模で侵害サービスを使用してきた者又は侵害活動において使用されるサービスを営業規模で提供してきた者に対しても発出することができる。

(6) 裁判所は、商標所有者の請求があったときは、その商標権を侵害するために第三者によりそのサービスが使用される仲介人に対してサービス停止のための差止命令を発出することができる。

(7) 裁判所は、主張人の請求があったときは侵害人の費用で、決定に関する情報を広めるために適切な措置が講じられることを命じることができる。

第 2.23 条 排他権に関する制限

(1) 排他権は第三者に対し、次の事項の業としての使用に異議を唱える権利を含まない。

(a) その名称及び住所

(b) 製品又はサービスに関する種類、品質、数量、用途、価格、原産地、製造若しくは提供の時期又はその他の特徴に関する表示

(c) その商標であって、それが製品又はサービスの用途、特に付属部品又は代替部品としてものを示すために必要な場合のもの。ただし、当該使用が産業又は事業の行為における公正な使用に従ってなされることを条件とする。

(2) 商標についての排他的権利は、地域的規模での先行権利による保護を得ている類似標章の業としての使用を防止する権利を含まないものとする、ただし、当該権利が、それが認知されている領域内において、そのベネルクス加盟国の法的規定によって認知されていることを条件とする。

(3) 排他権は、欧州共同体又は欧州経済地域において、商標所有者により又はその承諾を得て、その商標の下で販売された商品に対するその商標の使用を防止する権利を含まないものとする、ただし、その商品が、販売された後に改変されている又は不都合な影響を受けている場合のように、所有者にとって、その商品の更なる販売に反対する正当な理由があるときは、この限りでない。

第 2.24 条 黙認及び使用についての異議申立

(1) 先行商標の所有者であって、連続して5年間、後の登録商標の使用を放任し、かつ当該使用を知っている者は、後の商標が使用されていた商品又はサービスに関し、第 2.20 条 (1) (a), (b) 及び (c) に基づき、その商標の使用を防止することができないものとする、ただし、後の商標が不正に出願されていたときは、この限りでない。

(2) (1) に示されている、後に登録された商標についての使用放任は、後に登録された商標の所有者に対し、先行商標の使用を防止する権利を与えるものではない。

第6章 放棄，終了及び無効

第2.25条 放棄

- (1) ベネルクス商標の所有者は如何なるときにも，その登録の放棄を請求することができる。
- (2) しかしながら，ライセンスが記録されている場合は，商標の登録は商標所有者及びライセンシーからの共同請求によってのみ放棄することができる。前記文の規定は，質権又は差押が記録されている場合に適用する。
- (3) 放棄の効力はベネルクスの全領域に及ぶ。
- (4) ベネルクス領域の一部に限定されている，国際出願から生じる保護の放棄は，その領域全体に対して効力を有するものとし，所有者による別段の声明がある場合も同様とする。
- (5) 放棄は，商標の登録に係る商品又はサービスの1又は2以上に限定して行うことができる。

第2.26条 権利の消滅

- (1) 商標についての権利は，次の理由によって消滅する。
 - (a) 商標登録の放棄又は満了
 - (b) 国際登録の取消若しくは満了，ベネルクス領域に対する保護の放棄又はその商標が最早，本国における法的保護を享受していないという事実の結果としてのマドリッド協定及びマドリッド議定書第6条の規定の適用
- (2) 商標についての権利は，登録日の後に次の事情がある場合は，第2.27条に規定されている限度内で，消滅した旨の宣言がされる。
 - (a) 商標の正規の使用が，その登録に係る商品又はサービスに関し，正当な理由なく連続して5年間，ベネルクス領域において行われていなかったこと。訴訟が生じたときは，裁判所は商標所有者に対し，立証責任の一部又は全部を負わせることができる。
 - (b) 商標が，その所有者の活動又は無為の結果として，その登録に係る商品又はサービスについて商業的に普通名称となっていること
 - (c) 商標の登録に係る商品又はサービスに関して，所有者によって又はその承諾を得て，商標についてされた使用の結果，その商標が公衆を，特に商品又はサービスの性質，品質又は原産地に関して，誤認を生じさせる虞があること
- (3) (2)(a)の適用上，商標の使用は次のものも意味すると理解される。
 - (a) 商標の使用であって，商標が登録された形状における識別性に不利な影響を与えない要素によって異なる形状によるもの
 - (b) 輸出目的のみによる，商品又はその包装への商標の貼付
 - (c) 商標所有者の承諾を得た第三者による商標の使用

第2.27条 裁判所での取消

- (1) 利害関係人は，第2.26条(2)に定める事情においては，商標に関する権利の取消を請求することができる。
- (2) 第2.26条(2)(a)の規定の適用による，商標に関する権利の取消は，その商標が5年期間の満了からその商標取消の請求の提出までの間における正規使用の開始又は再開の場合は，最早訴えることができない。しかしながら，取消の請求の提出前3月期間内における使用の

開始又は再開は、使用の開始又は再開のための準備手続が、取消の請求が提出されるかもしれないことを商標所有者が知った後にのみ生じている場合は、考慮されない。

(3) (2)に基づいて取消の請求をすることが最早、可能でなくなっている商標についての権利の所有者には、商標に関する先行する権利について第 2.26 条(2)(a)に基づいて権利消滅の宣言がされることが可能であった期間に出願された商標に関しては、第 2.20(1)(a), (b)又は(c)に基づいて、その使用に対して異議を唱える理由はない。

(4) (2)に基づいて取消の請求をすることが最早、可能でなくなっている商標についての権利の所有者は、商標に関する先行する権利について第 2.26 条(2)(a)に基づいて権利消滅の宣言がされることが可能であった期間に出願された商標に関しては、第 2.28 条(3)に基づいてその登録の無効を主張することができない。

第 2.28 条 裁判所での無効

(1) 公訴官を含む利害関係人は、次の事項について無効を訴えることができる。

(a) 第 2.1 条(1)及び(2)に定義されている商標を構成することができない標章の登録

(b) 識別性を欠いている商標の登録

(c) 商標の登録であって、その商標が業として、製品又はサービスに関する性質、品質、数量、用途、価格、原産地、製造若しくは提供の時期又はその他の特徴に関する表示するために使用することができる標章又は表示のみによって構成されているもの

(d) 商標の登録であって、その商標が日常の言語又は誠実かつ確立した取引慣行において慣習的となっている標章又は表示のみによって構成されているもの

(e) 商標の登録であって、その商標によっては第 2.4 条(a), (b)及び(g)の規定により、商標権が取得されないもの

(f) 商標の登録であって、その商標によっては第 2.4 条(c)の規定により、商標権が取得されないもの。ただし、登録日から 5 年の期間内に訴えられることを条件とする。

(2) 裁判所は、(1)(b), (c)及び(d)において言及されている商標は、それについてされた使用のために、登録後に識別性を取得していると決定することができる。

(3) 先行登録の所有者又は第 2.4 条(d), (e)及び(f)において言及されている第三者が訴訟当事者であることを条件として、利害関係人は、次の事項の無効を訴えることができる。

(a) 第 2.3 条に規定されている事情において類似する商標より後順位である商標に係る登録

(b) 出願であって、それに基づいては、第 2.4 条(d), (e)及び(f)により商標権が取得されないもの。第 2.4 条(d)に基づく無効は、先行登録の満了日から 3 年の期間内に訴えなければならない。第 2.4 条(e)及び(f)に基づく無効は、登録日から 5 年の期間内に訴えなければならない。この 5 年期間は、第 2.4 条(e)にいう商標登録であって、不正に出願されたものに対しては適用されない。

(4) 無効訴訟が公訴官によって提起される場合は、(1)に定めた事件に関しては、ブラッセル、ハーグ及びルクセンブルグの裁判所のみが管轄権を有する。公訴官によって提起される訴訟は、同一事由に基づいて提起された他の全ての訴訟を停止させる。

第 2.29 条 黙認及び無効

先行商標の所有者であって、連続 5 年間、後の登録商標の使用を黙認し、かつ当該使用を知

っている者は最早、第2.28条(3)(a)に基づき、先行権を理由として後の商標の無効を訴えることはできないものとする、ただし、後の商標が不正の目的で出願されていたときは、この限りでない。

第2.30条 無効、取消及び放棄

(1) 登録の無効、商標に関する権利の取消又は登録の放棄は、商標を構成する標章の全体に関して適用される。

(2) 無効又は取消の宣言は、無効又は取消の事由が一部の商品又はサービスのみに関するものであるときは、その対象は、登録に係る商品又はサービスの1以上に限定される。

第6章の2 庁に提起される無効又は取消訴訟

第2.30条の2 申立

- (1) 商標登録の無効又は取消の申立は、次のとおり庁にすることができる。
- (a) 利害関係人により次のとおり
 - (i) 第2.28条(1)(a), (b), (c), (d)又は(e)に規定する理由に基づいて。申立が(b), (c)又は(d)に規定の理由に基づく場合は、庁は、商標が登録後に使用を通じ識別性を取得したものと決定することができる。
 - (ii) 第2.26条(2)に規定する合理的な理由に基づいて、第2.27条(2)に規定の限度内で。
 - (b) 次の商標に対して先の商標の出願人又は所有者により
 - (i) 第2.3条の規定に従って、第2.27条(4)及び第2.29条に規定の限度内で自己の順位より下位にある、又は
 - (ii) パリ条約第6条の2の意味における自己の周知標章との混同を生じさせる虞がある(第2.28条(3)(b)に規定の限度内で)
- (2) (1)(b)に基づく申立は、商標所有者から許可を得ている場合は、実施権者によってもすることができる。これは、1又は複数の先の商標に基づくことができる。
- (3) 無効又は取消の申立は、手数料の納付後に限りなされたものとみなされる。

第2.30条の3 手続

- (1) 庁は、施行規則の規定に従って合理的な時間枠内で無効又は取消の申立を処理し、当事者双方が聴聞されるべき旨の規定を尊重する。
- (2) 手続は、次の場合は停止される。
- (a) 申立が第2.30条の2(1)(b)に基き、かつ先の商標が次の場合
 - (i) まだ登録されていない。
 - (ii) 第2.8条(2)に従って遅滞なく登録され、絶対的理由に基づく拒絶又は異議申立の手続の主題である。
 - (iii) 無効又は取消訴訟の主題である。
 - (b) 異議を唱えられた商標が次の場合
 - (i) まだ登録されていない。
 - (ii) 第2.8条(2)に従って遅滞なく登録され、絶対的理由に基づく拒絶又は異議申立の手続の主題である。
 - (iii) 無効又は取消訴訟の主題である。
 - (c) 当事者の共同請求により。
 - (d) 他の事情が当該停止を正当化する場合
- (3) 手続は次の場合は、終結される。
- (a) 被申立人が申立に対して応答しない場合。この場合は、被申立人は登録に対する権利を放棄したものとみなされ登録は取消される。
 - (b) 申立が取り下げられたという理由又は申立の主題である登録が効力を有さないことになったという理由の何れかにより、その異議申立理由が消滅した場合。
 - (c) 申立が第2.30条の2(1)(b)に基づき、かつ次の場合
 - (i) 申立人が、手続を提起する能力を喪失している。

- (ii) 先の商標が最早効力を有さない、又は
- (iii) 申立人が、商標に関する権利が、本条約又は共同体商標規則に基づいて、正当な理由なく商標の真正な使用がないために無効とすることを証明する書類を所定の時間枠内に提出しない。

これらの場合は、手数料の一部が返還される。

(4) 無効又は取消の申立に関する審査が完了した後、庁はできる限り早く決定に到達しなければならない。申立が正当である旨の決定がされた場合は、庁はその商標の全部又は一部について登録を取消する。そうでない場合は、申立は却下される。庁は、書面で遅滞なく当事者に通知し第 1.15 条の 2 に含まれるこの決定に対する上訴の権利を記載する。庁の決定は、その決定が最早上訴できなくなった後に限り確定する。庁は、その決定に対する上訴の当事者にはならない。

(5) 費用はその主張を認められなかった者が負担する。それは、施行規則の規定に従って決定される。申立が一部に限り成功した場合は、費用の支払を要しない。費用に関する庁の決定は、命令を構成する。強制執行は、それが生じたベネルクス領域内の国において有効な規則に準拠する。

第 2.30 条の 4 国際出願の無効又は取消の申立

(1) ベネルクス領域における保護が請求されている国際出願に対して、無効又は取消の申立を庁にすることができる。第 2.30 条の 2 及び第 2.30 条の 3 が適用される。

(2) 庁は、第 2.30 条の 2 及び第 2.30 条の 3 の規定並びに施行規則の関連規定を記載して、書面で遅滞なく、提出された申立を国際事務局に通知する。

第7章 移転、ライセンス及びその他の権利

第2.31条 移転

(1) 事業又はその一部の移転には係わりなく、商標は、その出願又は登録の対象とした商品又はサービスの一部又は全部に関して移転することができる。

(2) 次のものは無効とする。

(a) 生存者間での譲渡であって、書面によって規定されていないもの

(b) 移転その他の譲渡であって、ベネルクス領域全体を対象としていないもの

第2.32条 ライセンス

(1) 商標は、その出願又は登録の対象とした商品又はサービスの全部又は一部に関してライセンスの主題とすることができる。

(2) 商標所有者は、ライセンス契約の内の存続期間、その商標の使用が可能である登録された形態、ライセンスの対象である商品又はサービス、商標を付すことができる領域又は販売する商品又はサービスの品質に関する規定に違反するライセンシーに対し、商標に関する排他権を行使することができる。

(3) 登録簿におけるライセンスの登録は、商標所有者及びライセンシーからの共同請求によってのみ取り消すことができる。

(4) 直接に生じた損害についての賠償を得るために又は被告が得た利益の一部を配分させるために、ライセンシーは第2.21条(1)から(4)までにおいて言及されている、商標所有者が提起する訴訟に参加する権利を有する。

(5) ライセンシーは、前項にいう訴訟を独立して提起することができる、ただし、同人がそのために商標所有者からの許可を得ていることを条件とする。

(6) ライセンシーは、第2.22条(1)にいう権限を行使することを許可されるものとする、ただし、それが、行使することを許可されている権利を保護するためのものであることを条件とし、かつ同人がその目的で商標所有者の許可を得ていることを条件とする。

第2.33条 第三者を相手とする訴訟

譲渡若しくはそれ以外の移転又はライセンスは、第三者に対する訴訟理由となる、ただし、それを確認する書類の抄本又は関係人が署名した、それについての申立が、施行規則に定める方法によって登録され、かつ所定の手数料が納付された後に限られる。前記文の規定は、質権又は差押に適用される。

第 8 章 団体標章

第 2.34 条 団体標章

(1) 標章であって、出願の時にそのように指定され、また、その所有者による管理の下でその商標を使用する異なる企業から生じる商品又はサービスの 1 又は 2 以上の共通の特徴を識別するために使用されるものは全て、団体標章とみなされる。

(2) 団体標章の所有者は、同人の企業又は同人が直接若しくは間接にその運営若しくは監督に関与している企業から生じる商品又はサービスについては、その標章を使用することができない。

(3) 標章であって、出願の時にそのように指定され、また、業として、商品又はサービスの原産地を指定するために使用されるものの全ても団体標章とみなされる。当該商標は所有者に対し、第三者が産業的又は商業的事項に関する誠実な慣行に従って、それらの標章を業として使用することを阻止する権限を与えない。特に、そのような商標は、そのような地理的名称を使用する権利を有する第三者に対抗することができない。

第 2.35 条 類推適用

別段の定めがない限り、個別標章及び団体標章に同一の規定が適用される。

第 2.36 条 出願

(1) 団体標章に関する排他的権利は、その標章の出願に、使用及び管理に関する規約が添付されている場合に限り、取得される。

(2) しかしながら、国際出願の場合は、出願人はその規約を提出するために、マドリッド協定及びマドリッド議定書第 3 条(4)に規定されている国際登録の通告の日から 6 月の期間を有する。

第 2.37 条 使用及び管理に関する規約

(1) 団体標章に関する使用及び管理の規約は、その標章が保証しようとする商品又はサービスの共通の特徴を表示する。

(2) 同規約はまた、上記の特徴についての適切かつ効率的管理が行使される方法を、適切な制裁と共に明示する。

第 2.38 条 適用除外

第 2.4 条(c)は、類似の団体標章の登録に係る前所有者又はその承継人によってされる団体標章の登録には適用しない。

第 2.39 条 登録の拒絶

団体標章の使用及び管理に関する規約が第 2.36 条に規定されている条件に基づいて提出されていない場合は、庁は団体標章のベネルクス出願を登録することができない。

第 2.40 条 使用及び管理に関する規約の改正

(1) 団体標章の所有者は、団体標章の使用及び管理に関する規約を改正したときは、その改

正を庁に通告しなければならない。

(2) この通告は、庁によって記録される。

(3) 改正は、(1)及び(2)に記載した通告より前には、効力を生じない。

第 2.41 条 商標に関する権利を主張する権限を有する者

(1) 団体標章の保護を要求するための法的手続を開始する権利は、その標章の所有者に留保される。

(2) しかしながら、使用及び管理に関する規約は、その標章の使用を許可されている者に対し、所有者と共同して訴訟を提起する又は所有者によって若しくは所有者に対して提起される訴訟について、その当事者となる又は参加する権利を与えることができる。

(3) さらに、使用及び管理に関する規約は、所有者は、単独で訴訟をするとき、標章使用者の個別の利益を主張すること及びその損害賠償請求に 1 又は 2 以上の使用者が被った特別な損害を含めることができる旨を定めることができる。

第 2.42 条 利害関係者による取消

(1) 第 2.27 条の規定を害することなく、公訴官を含む全ての利害関係人は、団体標章の所有者が第 2.34 条(2)に記載されている条件に基づいてその標章を使用した又は使用及び管理に関する規約の規定に違反する使用を許可若しくは放任した場合は、その団体標章に関する権利の取消を訴えることができる。

(2) 取消に関する訴訟が公訴官によって提起される場合は、ブラッセル、ハーグ及びルクセンブルクの裁判所が専属管轄権を有する。

(3) 公訴官による訴訟の提起は、同一理由に基づいて提起された他の訴訟を停止する。

第 2.43 条 公訴官によって提起される無効訴訟

(1) 第 2.28 条の規定を害することなく、公訴官は、使用及び管理に関する規約が公の秩序に反している場合又は第 2.37 条の要件を遵守していない場合は、団体標章に係る登録の無効を訴えることができる。

(2) 公訴官はまた、使用及び管理に関する規約の改正が公の秩序若しくは第 2.37 条の規定に違反することになる場合又は改正がその規約によって公衆に与える保証を弱める効果を有することになる場合は、改正の無効を訴えることができる。

(3) ブラッセル、ハーグ及びルクセンブルクの裁判所は、前記訴訟手続において決定をする専属管轄権を有する。同裁判所は職権により、無効登録又は無効改正の取消を命ずる。

第 2.44 条 使用禁止

団体標章であって、取消、無効の宣言がされた又は放棄されたもの並びに更新がされず、かつ第 2.38 条に規定する回復がされなかったものは、その取消、無効、放棄の登録の日又は更新されなかった登録の満了日から 3 年間は、如何なる理由によっても使用してはならない。ただし、類似の個別標章に関する先行する権利に依拠できる者による使用は、この限りでない。

第9章 共同体商標に関する規定

第2.45条 優先性

登録が先の共同体出願に基づくものである場合は、第2.3条及び第2.28条(3)(a)が適用される。

第2.46条 先順位

第2.3条及び第2.28条(3)(a)は、共同体商標に関する規則に従ってベネルクス領域における先順位が有効に主張される共同体商標に適用されるものとし、先順位的基础とするベネルクス登録又は国際登録が自発的に取り消されている又は満了している場合も同様とする。

第2.47条 先行する権利の無効又は取消を求める訴訟

共同体商標に関して先の商標に関する権利の優先性が主張される場合は、その権利が登録の自発的取消又は存続期間の満了によって既に消滅している場合であっても、その先の権利の無効又は消滅を主張することができる。

第 III 編 意匠

第 1 章 意匠

第 3.1 条 意匠

- (1) 意匠は、それが新規であり、かつ独自性を有している場合に限り、保護を受ける。
- (2) 製品又は製品の一部の外観は、意匠とみなされる。
- (3) 製品の「外観」とは、特に、線、輪郭、色彩、形状の特徴、製品自体又はその装飾の織り方又は材料によって与えられている。
- (4) 製品は、工業的又は工芸的物品を意味するものとし、その中には特に、複合製品に組み込むよう設計された部品、包装、表示、視覚的記号又はタイプ文字が含まれる。コンピュータ・プログラムは製品とはみなされない。

第 3.2 条 除外事項

- (1) 次のものは、本編によって規定される保護から除外される。
 - (a) 製品外観の特徴であって、専らその技術的機能によって課せられるもの
 - (b) 製品外観の特徴であって、その製品の形状及び寸法が、それが組み込まれる又はその意匠が適用される製品が、個々の製品がその機能を果たすことができる形で、他の製品と機械的に結合される、他の製品の中に若しくは周囲に置かれる又は他に製品と接触して置かれるようにするために、必然的に正確な寸法で複製されなければならないもの
- (2) (1)(b)の規定に拘らず、製品外観の特徴であって、その製品の用途が、組立方式内において交換可能な製品の多種の組立又は結合を可能にすることにあるものについては、第 3.1 条(1)に規定されている条件を遵守する意匠に関する権利によって保護される。

第 3.3 条 新規性及び独自性

- (1) 意匠は、その出願日又は優先日に同一の意匠が公衆に開示されていない場合は、新規であるとみなす。意匠は、その特徴が重要でない細部のみにおいて異なっている場合は、同一であるとみなす。
- (2) 意匠は、その意匠が知識を有する使用者に対して与える全体的印象が、その出願日又は優先日前に開示されていた他の意匠が当該使用者に与えるものとは異なっている場合は、独自性を有するとみなされる。独自性を評価するためには、意匠作成における創作者の自由度が考慮されなければならない。
- (3) 新規性及び独自性を評価する上では、意匠が登録の後若しくはそれ以外に、公開される、展示される、業として使用される又は他の形で公表されている場合は、その意匠は公衆に開示されているとみなされる。ただし、上記事件が出願日又は優先日前に、欧州共同体又は欧州経済地域内において事業を営む関連部門の専門家が、通常の事業慣行において、合理的に知り得なかった場合を除く。しかしながら、意匠は、第三者に開示されているが、明示又は黙示の守秘義務が課せられている場合は、その開示のみを理由として、公衆に開示されているとみなすことはできない。
- (4) 新規性及び独自性を評価するためには、登録によって保護が主張されている意匠についての公衆への開示は、それが出願日又は優先日前 12 月以内に行われた次の事件によるもので

ある場合は、考慮しない。

- (a) 開示が、創作者若しくは受益者によって又は創作者若しくは受益者によって提供された情報若しくは行われた行為を基にする第三者によって行われたこと、又は
- (b) 開示が、創作者又は受益者に対する不適切な行為の結果として生じたこと
- (5) 優先権は、パリ条約第 4 条に定める権利を意味する。この権利は、前記条約又は TRIPS 協定の当事国の 1 において意匠又は実用新案について適切な出願をする全ての者が主張することができる。

第 3.4 条 複合製品の部品

- (1) 複合製品の部品である製品に適用されるか又は組み込まれる意匠は、次の条件が満たされる場合に限り、新規であり、また、独自性を有するとみなされる。
 - (a) その部品は、複合製品に組み込まれた後、その製品の通常の使用時において、引き続き見ることができるものであること、及び
 - (b) 部品自体に関する、可視的特徴が新規性及び独自性の条件を満たしていること
- (2) 本編の適用上、複合製品とは、多種の部品によって構成されている製品であって、その部品は製品を分解し、組み立て直すことを可能にする形で取替えることができるものを意味する。
- (3) (1)に定義されている通常の使用とは、最終使用者による使用を意味するものとし、保守、アフターサービス又は修理を除く。

第 3.5 条 権利の取得

- (1) 優先権を害することなく、意匠についての排他的権利は、ベネルクス領域に関しての庁への出願(ベネルクス出願)又は国際事務局への出願(国際出願)の登録によって取得される。
- (2) 同一意匠に関して 2 以上の出願がされた場合において、最初の出願について、本条約第 3.11 条(2)又はハーグ協定第 6 条(3)に定める公告が続けられなかった場合は、後に続く出願が最初の出願の地位を獲得する。

第 3.6 条 制限

- 第 3.23 条及び第 3.24 条の範囲内において、意匠が次の条件に該当している場合は、登録はその意匠についての権利を与えない。
- (a) 意匠が、先行する意匠であって、出願日又は優先日以後、公衆に対する開示の主題となっており、また、それより前の日から、共同体意匠、ベネルクス出願又は国際出願の登録に由来する排他権によって保護されているものと抵触していること
 - (b) 先行する商標が、所有者の承諾を得ないでその意匠において使用されていること
 - (c) 著作権によって保護されている著作物が、所有者の承諾を得ないでその意匠において使用されていること
 - (d) 意匠がパリ条約第 6 条の 3 に記載されている要素の 1 についての不適切な使用を構成していること
 - (e) 意匠が、ベネルクス諸国の 1 における良俗又は公の秩序に反していること
 - (f) 出願が意匠の特徴を十分には明らかにしていないこと

第3.7条 出願についての権利主張

(1) 出願の登録の公告から5年間は、意匠の創作者又は第3.8条に従って創作者とみなされる者は、その出願が創作者の承諾を得ていない第三者によって行われていたときは、その意匠に関するベネルクス出願についての権利又はその意匠に関する国際出願から生じたベネルクス領域での権利を主張することができる。創作者は同じ理由に基づいて、かつ如何なるときにも、上述の出願の登録又は権利の無効を主張することができる。出願又は上記の権利について権利主張する訴えは、施行規則に定める方法による出願人からの請求があり、かつ所定の手数料が納付されたときは、庁に登録される。

(2) 前項にいう出願人がベネルクス出願に関する登録の全部若しくは一部の取消を請求したか又は国際出願から生じたベネルクス領域に関する権利を放棄した場合は、当該の取消又は放棄は、(3)に従うことを条件として、創作者又は第3.8条に基づいて創作者とみなされる者に対して拘束力を有さないものとする、ただし、その出願についての権利主張が、取消又は放棄の公告日から1年以内、かつ(1)にいう5年期間の満了前にされることを条件とする。

(3) (2)にいう取消又は放棄から、権利主張の登録までの間に、善意で行動する第三者が製品であって、外観において同一であるもの又は知識を有する使用者に対して異なる全体的印象を与えないものを使用した場合は、その製品は合法的に市場に置かれたものとみなす。

第3.8条 使用者及び委託者の権利

(1) 意匠が雇用期間中の作業員又は従業者によって創作された場合は、別段の定めがない限り、使用者が創作者とみなされる。

(2) 意匠が委託に基づいて創作された場合は、別段の定めがない限り、委託者が創作者とみなされる、ただし、その委託が、その意匠が組み込まれる製品の商業的又は工業的使用を目的としてされていることを条件とする。

第2章 出願、登録及び更新

第3.9条 出願

- (1) 意匠は、施行規則に定める方法により、かつ所定の手数料を納付して、ベネルクス内において国内当局又は庁に対して出願する。ベネルクス出願は単一の意匠(単一出願)又は複数の意匠(複合出願)を含むことができる。提出された書類が出願日を決定するために定めた条件を満たしていることを確かめるために点検が行われ、出願日が決定される。出願人は遅滞なくかつ書面をもって、出願日又は該当する場合は拒絶理由について通知される。
- (2) 出願をしたときに、施行規則の他の規定が満たされていない場合は、出願人は、遅滞なくかつ書面をもって、満たされていない条件について通知され、また、応答するための機会が与えられる。
- (3) 出願は、施行規則の規定が許可された期間内に満たされない場合は、その後の効果を有さない。
- (4) 出願が国内当局に対して行われた場合は、国内当局はベネルクス出願を、出願を受領するか又はその出願が(1)から(3)までに指定されている条件を満たしていることを確認するか何れかをした後、遅滞なく庁に発送しなければならない。
- (5) ベネルクス出願の場合は、第3.13条の適用を害することなく、意匠出願は、その内容に関し、出願人を拘束することができるベネルクス庁による認定に導く審査の主題とすることができない。

第3.10条 優先権の主張

- (1) 優先権は、出願をするときに又は庁に提出される特別な申立であって、出願の翌月に、施行規則に規定されている方法によって、かつ所定の手数料を納付することを条件として、主張する。
- (2) 当該主張がされない場合は、優先権は消滅する。

第3.11条 登録

- (1) 庁は遅滞なく、ベネルクス出願及びまた、国際出願であって、「国際意匠公報」における公告の主題であり、出願人がベネルクス領域における効力を有することを要求しているものを登録する。
- (2) 第3.12条及び第3.13条を害することなく、庁は可及的速やかに、施行規則に従ってベネルクス出願の登録を公告する。
- (3) 公告が意匠の特徴を十分に開示していない場合は、出願人は庁に対し、そのために定めた期間内に再度、無償で公告をするよう要求することができる。
- (4) 意匠についての公告の後、公衆は、その登録及び出願のときに提出された書類を閲覧することができる。

第3.12条 要求に基づく公告延期

- (1) 出願人はベネルクス出願をするときに、出願日又は優先権が生じる日から12月以下の期間を対象として、その登録の公告を延期するよう要求することができる。
- (2) 出願人が(1)に規定されている権利を使用した場合は、庁は公告をその要求に従って延期

する。

第 3.13 条 公の秩序及び良俗に対する違反

- (1) 庁が、その意匠は第 3.6 条(e)の範囲内にあると判断したときは、庁は公告を延期する。
- (2) 庁はこれについて出願人に通告し、出願人に 2 月以内に出願を取り下げるよう求める。
- (3) 当事者が当該期間が満了したときに出願を取り下げていない場合は、庁は登録の公告を拒絶する。庁は、書面でかつ遅滞なく出願人に通知し、その際に公告拒絶の理由を指摘し第 1.15 条の 2 に含まれる当該決定に対する上訴の権利を記載する。
- (4) 公告の拒絶は、庁の決定が最早上訴の対象とならなくなった後にはじめて確定する。この結果、出願は無効となる。

第 3.14 条 登録の存続期間及び更新

- (1) ベネルクス出願は出願日から 5 年間、登録される。第 3.42 条(2)の規定を害することなく、出願に係る意匠は登録存続期間中又は更新時の何れにおいても改変することができない。
- (2) 登録は、最長 25 年に至る、5 年単位の連続 4 期間更新することができる。
- (3) 更新は所定の手数料を納付することによってのみ、することができる。この手数料は、登録満了前 12 月の間に納付しなければならない。当該手数料は、登録満了日後 6 月の間においても納付することができる、ただし、同時に追加手数料を納付することを条件とする。更新は登録の満了のときから効力を生じる。
- (4) 更新は、複合出願に含まれている意匠の一部のみに限定することができる。
- (5) 庁は登録の第 1 期から第 4 期までの期間の満了より 6 月前に、意匠所有者及び意匠に関するその権利が登録簿に登録されている第三者に宛てた通告という方法によって、満了日について注意する。
- (6) 庁の注意書は、利害関係人について知られている最終の住所に送付される。当該通知の送付又は受領がされなかったことは、(3)から生じる義務の免除を構成しない。その事實は、裁判手続において又は庁に対して訴えることができない。
- (7) 庁は更新を登録し、その登録を施行規則に従って公告する。

第 3.15 条 国際出願

国際出願はハーグ協定の規定に従って行う。

第3章 所有者の権利

第3.16条 保護の範囲

- (1) 民事責任に関する普通法の適用可能性を害することなく、意匠に関する排他権はその所有者に対し、その意匠が組み込まれているか若しくは適用されている製品、出願された意匠と同一の外観を有する製品又は意匠作成における創作者の自由度を考慮すれば、知識のある使用者に異なる全体的印象を与えない製品の使用に、異議を唱えることを許容する。
- (2) 使用は特に、製造、申し入れ、取引、売却、引渡、賃貸、輸入、輸出、展示又はこれらの目的の1のための使用若しくは保有を意味する。

第3.17条 損害賠償及びその他の訴訟

- (1) 排他権は、その所有者が第3.16条に記載されている行為について賠償請求をすることを許容する、ただし、それらの行為が意匠の特徴を十分に開示する、第3.11条にいう公告の後に生じていることを条件とする。
- (2) 損害賠償額を定める裁判所は、次のとおりとする。
- (a) 被害者が被った逸失利益、侵害人が得た不当な利益を含む否定的な経済的影響など及び該当する場合は侵害の結果意匠の排他的権利所有者が被る信用損失などの経済的要因以外の要素のすべての該当する局面を考慮する。又は
- (b) (a)の代わりに、裁判所は該当する場合、少なくとも侵害人が意匠の使用許可を求めてきたならば得られた筈のロイヤルティ額又は手数料などの要素に基づいて損害賠償額を一括金として定めることができる。
- (3) 更に、裁判所は、意匠の排他的権利所有者の請求があったときは賠償の方法として、意匠権を侵害する商品の所有権並びに該当する場合は当該商品の製造において主として使用される材料及び道具をこの所有者に引渡しすることを命ずることができる。裁判所は、裁判所が定める金額の権利主張者による納付がある場合に限りこの引渡が行われることを命ずることができる。
- (4) 賠償を求める訴訟に加え又はその代りとして、意匠の排他権の所有者は、第3.16条にいう使用から得られた利益の引渡及びこれに関する計算書の提供を求める訴訟を提起することができる。裁判所が問題とされている使用は不正で行われたものではないと判断する場合又は事件に係る事情が命令を正当化しない場合は、裁判所は要求を拒絶する。
- (5) 意匠に関する排他権の所有者は、第3.26条(4)においてライセンシーに与えられている権利を害することなく、ライセンシーの名義によって賠償又は利益引渡の訴訟を提起することができる。
- (6) 出願日から有効なものとして、合理的賠償を、出願を知らながら、第3.16条に記載されている行為を実行した者に対して要求することができる、ただし、所有者がこれに関して排他権を取得していることを条件とする。

第3.18条 追加的請求

- (1) 侵害の理由により意匠の排他的権利所有者が支払を受けるべき損害賠償金を害することなく、また何らかの賠償を要せず、裁判所は、意匠の排他的権利所有者の請求があったときは、意匠権を侵害する商品並びに当該商品の製造に主に使用される材料及び道具の流通経路

からの回収、流通経路からの終局的撤去又は廃棄を命ずることができる。当該措置は、そうしない特別の理由がない限り侵害人の費用でなされなければならない。本項にいう請求の検討において、侵害の重大性と命じられる救済策の釣り合い及び第三者の利害が考慮されなければならない。

(2) 権利保全の手段並びに判決及び正式に記録された法律の施行に関する国内法の規定が適用される。

(3) 国内法により規定されない範囲において、意匠の排他的権利所有者の請求があったときは、次のとおりとするために、裁判所は本条規定に基づいて侵害人といわれる者に対して又は意匠権を侵害する第三者によりその役務が使用された仲介人に対して仮差止命令を発出することができる。

(a) 意匠権の急迫の侵害を防ぐ、

(b) 暫定的にかつ該当する場合は罰金の定期的支払に従わせることを条件として、意匠権の申し立てられた侵害の継続を禁じる、又は

(c) 申し立てられた侵害の継続には、所有者への賠償確保を意図する保証書を提出することを条件とさせる。

(4) 自己の権利の侵害に関する手続において意匠の排他的権利の所有者からの請求があったときは、裁判所は、その所有者の権利を侵害した者に対し、その所有者に宛てて、意匠を侵害した商品及びサービスの出所及び流通網に関する利用可能なすべての情報を提供するように、並びにそれに関する全ての資料を提供するように命ずることができる。ただし、この措置が正当かつ相応に見える範囲に限る。

(5) (4)にいう命令は、営業規模で侵害商品を所有している者、営業規模で侵害サービスを使用してきた者又は侵害活動において使用されるサービスを営業規模で提供してきた者に対しても発出することができる。

(6) 裁判所は、意匠の排他的権利所有者の請求があったときは、その商標権を侵害するために第三者によりそのサービスが使用される仲介人に対してサービス停止のための差止命令を発出することができる。

(7) 裁判所は、主張人の請求があったときは侵害人の費用で、決定に関する情報を広めるために適切な措置が講じられることを命ずることができる。

第 3.19 条 排他権に関する制限

(1) 排他権は、次の行為に対して異議を唱える権利を含まない。

(a) 個人的に、かつ非商業的目的でされる行為

(b) 実験の目的でされる行為

(c) 説明又は授業の目的でされる複製行為。ただし、これらの行為が誠実な商業的慣行に合致しており、その意匠の通常使用を損なわず、かつ、その出所が表示されることを条件とする。

(2) 更に、意匠に関する排他権は、次の事項に対して異議を唱える権利を含まない。

(a) 一時的にベネルクス領域に入った、他国に登録されている船舶又は航空機の機器

(b) 当該船舶及び航空機を修理するための、予備部品及び付属部品のベネルクス領域への輸入

(c) 当該船舶又は航空機に関する修理作業

- (3) 複合製品の一部を構成する意匠に関する排他権は、複合製品を元の外観に戻すためにする修理の目的でのその意匠の使用に対して異議を唱える権利を含まない。
- (4) 意匠に関する排他権は、その所有者により又はその承諾を得て、欧州共同体又は欧州経済地域の加盟国の 1 において流通させられている製品に関する第 3.16 条にいう行為又は第 3.20 条にいう行為に対して異議を唱える権利を含まない。
- (5) 訴訟は、出願前にベネルクス領域において流通させられていた商品を対象とすることができない。

第 3.20 条 先使用权

- (1) 第三者であって、出願された意匠と同一の外観を有する商品又は知識のある使用者に異なる全体的印象を与えない商品を、意匠についての出願日又はその優先日より前にベネルクス領域において製造していた者に対して、先使用权が承認される。
- (2) 同一の権利が、同一の条件の下で、製造する計画の実行を開始していた者に対して承認される。
- (3) しかしながら、この権利は、意匠創作者の承諾を得ないで、問題となる意匠を複製した者に対しては承認されない。
- (4) 先使用权は、登録から得られる権利に拘わりなく、その所有者に対し、それらの商品の製造を継続すること又は(2)にいう状況においては、製造を試みること及び第 3.16 条にいうそれ以外の全ての行為を実行することを許可するものとするが、輸入はその例外とする。
- (5) 先使用权は、その原因となる行為を生じさせた事業と共にする場合に限り、移転することができる。

第4章 放棄、消滅及び無効

第3.21条 放棄

- (1) ベネルクス出願の登録に係る所有者は、第三者が契約による法的権利を有しており、それが庁に通告されている場合を除き、如何なるときにもその権利の放棄を請求することができる。
- (2) 複合出願の場合は、放棄は、その出願に含まれている複数の意匠の一部のみを対象とすることができる。
- (3) ライセンスが登録されている場合は、意匠登録は、意匠所有者及びライセンシーによる共同請求によってのみ放棄することができる。前記文の規定は、質権又は差押が登録されている場合に適用する。
- (4) 放棄は、別段の申立がある場合でも、ベネルクス領域全体に対して効力を有する。
- (5) 本条に記載されている規定は、国際出願によってベネルクス領域に対して得られる保護の放棄に対しても適用される。

第3.22条 権利の消滅

第3.7条(2)の規定に従うことを条件として、意匠に関する排他権は、次の理由によって消滅する。

- (a) ベネルクス出願の自発的放棄又はその登録の満了
- (b) 国際出願の登録の満了又は国際出願から生じる、ベネルクス領域に対する権利の放棄又はハーグ協定の第6条(4)(c)にいう国際出願の職権による取消

第3.23条 無効訴訟

- (1) 公訴官を含む利害関係人は、次の事情においては、意匠登録の無効を訴えることができる。
 - (a) 意匠が第3.1条(2)及び(3)に基づいて与えられている定義に合致していない。
 - (b) 意匠が第3.1条(1)及び第3.3条及び第3.4条に指定されている条件を満たしていない。
 - (c) 意匠が第3.2条の範囲に該当する。
 - (d) 登録は、第3.6条(e)又は(f)の規定により、意匠に関する権利を与えない。
- (2) 出願人又は意匠に関する排他権の所有者であって、その権利が共同体意匠の登録、ベネルクス登録又は国際出願から生じているもののみが、その権利と抵触する意匠についての後発出願による登録の無効を訴えることができる、ただし、その出願の登録が第3.6(a)条により、意匠に関する権利を与えていないことをその条件とする。
- (3) 先行商標に関する権利の所有者又は先行著作権の所有者のみが、意匠に関するベネルクス出願の登録又は国際出願から生じる、ベネルクス領域に関する権利の登録の無効を訴えることができる、ただし、その意匠に関する権利が第3.6条(b)又は(c)により、取得されていないことをその条件とする。
- (4) 利害関係人のみが、意匠登録の無効を訴えることができる、ただし、その意匠に関する権利が第3.6条(d)により、取得されていないことをその条件とする。
- (5) 第3.7条(1)にいう意匠創作者のみが、同条にいう条件の下で、同人の承諾を得ない第三

者によって作成された意匠出願の登録の無効を訴えることができる。

(6) 意匠出願の登録については、その権利が消滅した又は破棄された後においても、無効を宣言することができる。

(7) 無効訴訟が公訴官によって提起される場合は、ブラッセル、ハーグ及びルクセンブルグの裁判所のみが管轄権を有する。公訴官によって提起される訴訟は、同一理由に基づいて提起された他の全ての訴訟を停止させる。

第 3.24 条 無効，放棄及び自発的取消の範囲

(1) (2)の規定に従うことを条件として、無効，放棄及び自発的取消は意匠全体について適用される。

(2) 意匠出願の登録が第 3.6 条 (b), (c), (d) 若しくは (e) 又は第 3.23 条 (1) (b) 及び (c) に従って取り消される場合は、出願を改変した形態によって維持することができる、ただし、その形態において、意匠が保護を受けるための基準を満たしており、かつ、その意匠の同一性が保持されていることをその条件とする。

(3) (2)にいう維持は、登録であって、所有者による権利の一部放棄が添付されているか又は裁判所命令の登録であって、その命令は最早、異議申立若しくは上訴若しくは高等控訴裁判所への付託の適用を受けないものであり、出願登録の一部無効を確認するものが付されているものと理解することができる。

第5章 移転，ライセンス及びその他の権利

第3.25条 移転

- (1) 意匠に関する排他権は移転することができる。
- (2) 次の事項は無効とする。
 - (a) 生存者間での譲渡であって、書面によって定めていないもの
 - (b) 譲渡その他の移転であって、ベネルクス領域全体を対象としていないもの

第3.26条 ライセンス

- (1) 意匠に関する排他権は、ライセンスの主題とすることができる。
- (2) 意匠所有者はライセンシーであって、ライセンス契約の内の存続期間、その意匠の使用が可能である登録された形態、ライセンスの対象である商品、ライセンシーによって販売される商品の品質に関する規定に違反する者に対し、意匠に関する排他権を主張することができる。
- (3) 登録簿におけるライセンスの登録は、意匠所有者及びライセンシーからの共同請求によってのみ取り消すことができる。
- (4) 直接に生じた損害についての補償を得るために又は被告が得た利益の一部を配分させるために、ライセンシーは、意匠に関する排他権所有者が提起する、第3.17条(1)から(4)までにいう訴訟に参加する権利を有する。ライセンシーは第3.17条(1)から(4)までにいう訴訟を独立して提起することができる、ただし、それは同人がそのために排他権所有者の許可を得た後に限られる。
- (5) ライセンシーは、第3.18条(1)にいう権限を行使することを許可されるものとする、ただし、それが、行使することを許可されている権利を保護するためのものであることを条件とし、かつ同人がその目的で意匠に関する排他権所有者の許可を得ていることを条件とする。

第3.27条 第三者に対する訴訟

譲渡若しくはそれ以外の移転又はライセンスは、第三者に対する訴訟理由となる、ただし、それを確認する書類の抄本又は関係人が署名した、それについての申立が、施行規則に定める方法によって登録され、かつ所定の手数料が納付された後に限られる。前記文の規定は、質権又は差押に適用される。

第6章 著作権との結合

第3.28条 結合

(1) 著作権によって保護されている作品の創作者によって第三者に対し、その芸術作品が組み込まれている意匠を出願することに関して与えられる許可は、その作品がその意匠に含まれている範囲において、その作品に付属する著作権の譲渡を含む。

(2) 意匠出願をする者は、それに関する著作権の所有者であるとも推定される。この推定は、真の創作者又はその受益者に関しては適用されない。

(3) 第3.25条の規定を害することなく、意匠に関する著作権の譲渡は、意匠に関する権利の譲渡を生じるものとし、また、その逆も同様とする。

第3.29条 使用者及び委託者の著作権

意匠が第3.8条において言及されている事情の下で創作された場合は、同条の規定に従い、意匠に関する著作権は創作者とみなされる者に属する。

第 IV 編 他の規定

第 1 章 [廃止]

第 4.1 条 - 第 4.3 条 [廃止]

第2章 庁のその他の職務

第4.4条 職務

庁は、前記諸編によって付託された職務に加え、次の事項に対して責任を負う。

- (a) 出願及び登録についての補正であって、所有者によって要求される又は国際事務局による通告若しくは裁判所命令から生じるものを、行うこと及び適切な場合は、それらについて国際事務局に通知すること
- (b) 商標及び意匠に関するベネルクス出願の登録並びに施行規則によって要求される、それ以外の全ての報告を公表すること
- (c) 利害関係人からの請求により登録の写しを発行すること

第4.4条の2 i-DEPOT

- (1) 庁は、その受領日における書類の存在の証明を i-DEPOT の件名で提供することができる。
- (2) この書類は、庁によって一定期間ファイルに保管され極秘扱いとされるが、書類提出当事者が秘密扱いを明示的に放棄する場合はその限りでない。
- (3) この業務の様式は、施行規則に規定される。

第3章 管轄権

第4.5条 紛争の解決

- (1) 第2.14条及び第2.30条の2の規定を害することなく、裁判所のみが本条約に基づいて提起された訴訟を決定する管轄権を有する。
- (2) 商標又は意匠の出願に係る登録の不履行から生じる証拠能力の不適合性は、法的手続における商標又は意匠の登録又は更新によって補われる。
- (3) 裁判官は職権をもって、無効又は消滅した登録の取消を命ずる。

第4.6条 領域的管轄権

- (1) 裁判所の領域的管轄権が契約書に明示されている場合を除き、商標又は意匠に関する事件においては、それは被告の送達宛先又は紛争に係る債務が生じた、執行された若しくは執行されるべき場所によって決定される。商標又は意匠が出願又は登録された場所は、如何なる事情においても、領域的管轄権を決定するための唯一の基準としては使用されない。
- (2) 上記の基準が領域的管轄権を決定するのに不十分である場合は、原告はその事件を送達宛先又は住所の裁判所又は同人がベネルクス領域に送達宛先若しくは住所の何れも有していない場合は、同人の選択により、ブラッセル、ハーグ又はルクセンブルグの何れかの裁判所に提起することができる。
- (3) 裁判所は職権により、(1)及び(2)に記載した規則を適用し、また、その管轄権を明示して確認する。
- (4) 主たる請求が係属している裁判所は、担保に関する申請、併合申請及び関連申請並びに上訴申請を受け付けるものとする、ただし、その裁判所がその問題に関する管轄権を有さない場合は、この限りでない。
- (5) ベネルクス3国の内の1の裁判所は、当事者の1が請求した場合は、その裁判所に提起されている係争を他の2国の内の1国の裁判所に付託するものとする、ただし、その紛争が既にそこに係属していること又はその裁判所に提起された他の紛争と関連していることをその条件とする。付託は、その訴訟が第1審に係属している場合に限り、要求することができる。これは、訴訟が最初に提起された第1審裁判所の利益に適用されるものとする、ただし、他の裁判所が内部規定でない問題に関して既に決定を下しているときは、この限りでなく、その場合は、付託はその裁判所に対してされる。

第4章 その他の規定

第4.7条 直接的効果

ベネルクス諸国の国民及びパリ条約によって設立された同盟に属していない国の国民であつて、ベネルクス領域内の居住者である又は真正かつ現実の工業上若しくは商業上の営業所を有するものは、本条約の関連においては、その利益のために前記領域全体に関し、当該条約、マドリッド協定及びマドリッド議定書、ハーグ協定及びTRIP協定の適用を要求することができる。

第4.8条 適用される他の権利

本条約の規定は、パリ条約、TRIPS協定、マドリッド協定及びマドリッド議定書、ハーグ協定の適用並びに商標の使用に関する禁止を生じさせるベルギー、ルクセンブルグ又はオランダの法律の規定に不利な影響を及ぼさない。

第4.9条 手数料及び期限

- (1) 庁に対して又は庁によって行われる手続に関して納付されるべき手数料は全て、施行規則で定める。
- (2) 庁に対して又は庁によって行われる手続に適用される期限であつて、本条約で定めていないものは全て、施行規則で定める。

第V編 経過規定

第5.1条 ベネルクス庁の承継人としての機関

(1) 機関は、1962年3月19日の商標に関するベネルクス条約第1条に基づいて設立されたベネルクス商標庁及び1966年10月25日のベネルクス意匠条約第1条に基づいて設立されたベネルクス意匠庁の承継人とする。機関は、本条約施行日以降、全ての権利及び義務に関して、ベネルクス商標庁及びベネルクス意匠庁の承継人とする。

(2) 1981年11月6日のベネルクス商標庁及びベネルクス意匠庁の法人格に関する議定書は、本条約の施行日をもって廃止する。

第5.2条 商標及び意匠に関するベネルクス条約の廃止

1962年3月19日の商標に関するベネルクス条約及び1966年10月25日のベネルクス意匠条約は、本条約の施行日をもって廃止する。

第5.3条 現存する権利の維持

標章に関する統一ベネルクス法及び統一ベネルクス意匠法の各々に基づいて現存する権利は、維持される。

第5.4条 クラス毎の異議申立関連手続の開始

2001年12月11日の標章に関する統一ベネルクスを改正する議定書第III条は引き続き適用する。

第5.5条 最初の施行規則

第1.9条(2)の例外として、ベネルクス商標庁の執行委員会及びベネルクス意匠庁の執行委員会は、共同して最初の施行規則を作成する権限を有する。

第 VI 編 最終規定

第 6.1 条 批准

本条約は批准されなければならない。批准文書は、ベルギー王国政府に寄託される。

第 6.2 条 施行

(1) (2)及び(3)に従うことを条件として、本条約は第 3 番目の批准書が寄託されてから第 3 番目の月の初日に効力を生じる。

(2) [廃止]

(3) 第 5.5 条は、暫定的に適用する。

第 6.3 条 本条約の存続期間

(1) 本条約は、不特定の期間を対象として効力を生じる。

(2) 重要契約当事国の各々は、本条約を破棄することができる。

(3) 破棄は、通告を他の 2 の重要契約当事国が受領した年から第 5 番目の年の初日より遅くないとき又は重要契約当事国間の共同協定に定めるそれ以外の日に効力を生じる。

第 6.4 条 特権及び免責に関する議定書

特権及び免責に関する議定書は本条約の不可欠の一部とする。

第 6.5 条 施行規則

(1) 本条約は施行規則を通じて施行される。長官は、これら施行規則を庁のウェブサイトで公告する。

(2) 本条約の表現と施行規則の表現の間に不一致がある場合は、本条約の表現が優先する。

(3) 施行規則の改正は、(1)にいう公告がなされる時期までは効力を生じない。

(4) 重要契約当事国も当該改正をその公報に公告する。